

処分年月日	2025年12月9日
処分内容	登録取消処分及び二級不都合行為者の取扱い
行為者が所属する協会員又は金融商品仲介業者の名称	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
法令等違反行為の概要	<p>【顧客資産の着服】</p> <p>当該協会員の元外務員甲は、遊興に費消する金額が増え、クレジットカードや消費者金融会社からの借入で資金を調達するようになり、資金繰りに窮するようになった。</p> <p>このような状況のなか、甲は、遊興に費消する資金やクレジットカード会社等からの借入金の返済等に充てるため、顧客Xより金銭を借り入れた。</p> <p>その後、甲は、顧客Xより借入金を早期に全額返済するよう求められたため、債券の買付意向のあった顧客Yと一緒に顧客Yの取引銀行へ行き、顧客Yから債券の買付代金を受け取り、これを着服し、顧客Xからの借入金の返済に充当した。</p>
発見の端緒	外部からの連絡等をきっかけとして社内調査を行ったことにより判明
参考情報	<p>当該協会員では、本事案を受けた再発防止策として、主に以下の対応を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 拠点毎にマネジメント層が参加する会議において定期的に予兆管理を行っているところ、本件を踏まえた確認ポイントの追加、確認ポイントと目線の具体化・明確化を行い、同会議の実施・報告を徹底した。 営業責任者・内部管理責任者向けの社内研修に不祥事未然防止に係るコンテンツを追加するとともに、全役職員向けコンプライアンス研修では「行動規範」の E-Learning を行うなど、様々なレイヤーの役職員に対し「行動規範徹底」「不正防止」の周知・発信・浸透を図っている。 顧客宛てに注意喚起するため、従来より、当社役職員が顧客との間で現金の受渡しを行うことはない旨、不明な点は問い合わせて欲しい旨等を取引残高報告書に記載していたが、これに加えて、当社ホームページにおいても、取引や勧誘に不審な点があればお知らせください等の注意喚起のお知らせを掲載し、幅広い周知を実施した。